

参考資料 1

(12/13合同会議提出資料)



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の 保護に関する法律「主務省令等」について

法務省入国管理局
厚生労働省職業能力開発局

技能実習計画の認定基準

- 技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、認定を受けることができるとされており、当該技能実習計画の適切性の担保のため、認定基準が設けられている。（法第9条）

技能実習計画の主な認定基準

① 修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること

② 技能実習の目標

(第1号の目標) 技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など

(第2号の目標) 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

(第3号の目標) 技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

③ 技能実習の内容（※）

- 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- 第2号・第3号については主務省令別表記載の職種及び作業に係るものであること。
- 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- 2号移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること。
- 技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること（団体監理型のみ）。
- 帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 第3号の技能実習生の場合は、第2号修了後に一か月以上帰国していること。
- 技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと（技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる）
- 第1号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
- 複数職種の場合は、いずれも2号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。

- ④ 実習を実施する期間（第1号は1年以内、第2号・第3号は2年以内であること）
- ⑤ 前段階における技能実習（第2号は第1号、第3号は第2号）の際に定めた目標が達成されていること
- ⑥ **技能等の適正な評価の実施（技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと）**
- ⑦ **適切な体制・事業所の設備、責任者の選任（※）**
- 各事業所ごとに下記を選任していること。
「技能実習責任者」（技能実習の実施に関する責任者）：技能実習に関する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員（講習については、経過措置あり）。
 - 「技能実習指導員」（技能実習生への指導を担当）：修得させる技能について5年以上の経験を有する常勤の役職員
 - 「生活指導員」（実習生の生活指導を担当）：常勤の役職員
- ・ 申請者が過去5年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと。
- ・ 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。
- ⑧ 許可を受けている監理団体による実習監理を受けること＜団体監理型技能実習の場合＞
- ⑨ **日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保（※）**
- 報酬の額が日本人と同等以上であること（これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める。）
 - 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること
 - 食費、居住費等名目のいかんを問わず実習生が定期に負担する費用について、実習生との間で適正な額で合意がなされていること（費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付）。
- ⑩ **優良要件への適合（第3号技能実習の場合）（別紙1参照）**
- ⑪ **技能実習生の受け入れ人数の上限を超えないこと（※）<新制度で人数枠を見直し>（別紙2参照）**

（※）③⑦⑨⑪に関しては、事業所管大臣が告示で付加要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の実習実施者又は監理団体は、当該付加要件の基準も満たすことが必要となる。

監理団体の許可基準

- 監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならぬこととされており、当該許可に当たっては、許可基準が設けられ、当該許可基準に適合しなければ許可を受けることはできない。（法第23条及び第25条）

監理団体の主な許可基準

① 営利を目的としない法人であること（※）

商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等

② 監理団体の業務の実施の基準（下記I～IVが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること（※）

I 実習実施者に対する定期監査（頻度は現行と同じ3か月に1回以上、監査は以下の方法によることが必要）

ア 技能実習の実施状況の実地確認 イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること

ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談 エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧

オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認

II 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能であることを明確化）

III 技能実習計画の作成指導

- 指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
- 適切かつ効果的に実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当。

IV 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）

③ 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること

④ 個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること

⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること（別紙3参照）

⑥ 基準を満たす外国の送出機関（別紙4参照）と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること

⑦ ①～⑥のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること

下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。

- 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収（法第28条）
- 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）
- 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）

※ 監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければならない。

また、過去3年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければならない。（講習については、経過措置有）

（※）①②に関しては、事業所管大臣が告示で特則要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の監理団体は、当該特則要件も満たすことが必要となる。

※下線部分が新制度における変更点

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件

(満点 120)

- ① 技能等の修得等に係る実績（70点）
 - ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の
技能検定等の合格率* 等
*3級2級程度については、新制度への移行期は合格実績を勘案
- ② 技能実習を行わせる体制（10点）
 - ・過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴
(講習については経過措置有)
- ③ 技能実習生の待遇（10点）
 - ・第1号実習生の賃金と最低賃金の比較
 - ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
- ④ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点））
 - ・過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
 - ・過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤ 相談・支援体制（15点）
 - ・母国語で相談できる相談員の確保
 - ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績 等
- ⑥ 地域社会との共生（10点）
 - ・実習生に対する日本語教育の支援
 - ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

優良な監理団体の要件

(満点 120)

- ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制（50点）
 - ・監理事業に関する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
監理責任者以外の監査に関する職員の講習受講歴 等
- ② 技能等の修得等に係る実績（40点）
 - ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の
技能検定等の合格率* 等
*3級2級については、新制度への移行期は合格実績を勘案
- ③ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点））
 - ・過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④ 相談・支援体制（15点）
 - ・他の機関で実習が困難となった実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
 - ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績 等
- ⑤ 地域社会との共生（10点）
 - ・実習実施者に対する日本語教育への支援
 - ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

優良な実習実施者の要件（詳細）

①技能等の 修得等に係 る実績	項目	配点
	【最大70点】	
I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・95%以上:20点 ・80%以上95%未満:10点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満:-20点 	
II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母:新技能実習生の2号・3号修了者数 ーうちやむを得ない不受検者数 +旧技能実習生の受検者数 分子:(3級合格者数+2級合格者数×1.5)×1.2 * 旧技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととすることも可。 * 施行後3年間については、IIに代えて、II-2(1)及び(2)で評価することも可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・80%以上:40点 ・70%以上80%未満:30点 ・60%以上70%未満:20点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満:-40点 	
II-2(1)直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	<ul style="list-style-type: none"> ・合格者3人以上:35点 ・合格者2人:25点 ・合格者1人:15点 ・合格者なし:-35点 	
II-2(2)直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	<ul style="list-style-type: none"> ・合格者2人以上:5点 ・合格者1人:3点 	
III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	<ul style="list-style-type: none"> ・合格者2人以上:5点 ・合格者1人以上:3点 	
IV 技能検定等の実施への協力 * 技能検定委員(技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者)又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	<ul style="list-style-type: none"> ・有:5点 	

得点が満点の6割以上となる実習実施者は
優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

②技能実習を 行わせる体制	【最大10点】	
	* 講習の整備から1年までは配点なし	
I 過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有 : 5点	
II 過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有 : 5点	
【最大10点】		
I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと最低賃金の比較	・115%以上 : 5点 ・105%以上115%未満: 3点	
II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上 : 5点 ・3%以上5%未満 : 3点	
【最大5点】		
I 過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	・改善未実施 : -50点 ・改善実施 : -30点	
II 過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと(旧制度を含む。)	・ゼロ : 5点 ・10%未満又は1人以下:0点 ・20%未満又は2人以下:-5点 ・20%以上又は3人以上:-10点	
III 過去3年以内に責めによるべき失踪があること(旧制度を含む。)	・該当 : -50点	
【最大15点】		
I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有 : 5点	
II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること(旧制度を含む。)	・有 : 5点	
III 過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与るために当該技能実習生の受け入れを行ったこと(旧制度下における受け入れを含む。)	・有 : 5点	
【最大10点】		
I 受け入れた実習生に対し、日本語の教育の支援を行っていること	・有 : 4点	
II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有 : 3点	
III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有 : 3点	

優良な監理団体（一般監理事業）の要件（詳細）

項目		配点
【最大50点】		
* 講習の整備から1年までは最大40点		
I 監理団体が行う定期の監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有 : 5点	
II 監理事事に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率	・1:5未満 : 15点 ・1:10未満 : 7点	
III 過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の講習受講歴	・60%以上 : 10点 ・50%以上60%未満: 5点	
IV 実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有 : 5点	
V 帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有 : 5点	
VI 技能実習生のあせんに關し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有 : 5点	
VII 帰国後の技能実習生に關し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有 : 5点	
【最大40点】		
I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	・95%以上:10点 ・80%以上95%未満:5点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満: -10点	
II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 * 計算方法は実習実施者の①Ⅱと同じ * 施行後3年間については、Ⅱに代えて、Ⅱ-2(1)及び(2)で評価することも可能とする。	・80%以上:20点 ・70%以上80%未満:15点 ・60%以上70%未満:10点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満: -20点	
II-2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・2以上の実習実施者から合格者を輩出:15点 ・1の実習実施者から合格者を輩出:10点 ・上記以外: -15点	
II-2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・2以上の実習実施者から合格者を輩出:5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出:3点	
III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出:5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出:3点	
IV 技能検定等の実施への協力 * 傘下の実習実施者が、技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有:5点	

得点が満点の6割以上となる監理団体は
優良な監理団体の基準に適合することとなる。

③法令違反・問題の発生状況		【最大5点】
I 過去3年以内に改善命令を受けたことがある（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	・改善未実施 : -50点 ・改善実施 : -30点	
II 過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低い（旧制度を含む。）	・ゼロ : 5点 ・10%未満又は1人以下:0点 ・20%未満又は2人以下:-5点 ・20%以上又は3人以上:-10点	
III 過去3年以内に責めによるべき失踪がある（旧制度を含む。）	・該当 : -50点	
④相談・支援体制		【最大15点】
I 機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有 : 5点	
II 技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。	・有 : 5点	
III 過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）	有 5点	
⑤地域社会との共生		【最大10点】
I 受け入れた実習生に対し、日本語の教育の支援を行っている実習実施者を支援していること	・有 : 4点	
II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有 : 3点	
III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有 : 3点	

技能実習生の数

別紙2

基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の 20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

(参考)現行制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

※ 常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれない。

人数枠(団体監理型)

人数枠

第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者		
		第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

人数枠(企業単独型)

技能実習生の人数枠

企業	第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者		
			第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業	基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
上記以外の企業	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

- また、団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
(1号実習生:常勤職員の総数、2号実習生:常勤職員数の総数の2倍、3号実習生:常勤職員数の総数の3倍)
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。

○ 監理事業を行おうとする者は、次のいずれかの措置を講じていること(法第25条第1項第5号)

- ① 実習実施者と主務省令で定める密接な関係を有していない役員がいること、その他役員の構成が監理事業の適切な運営の確保に支障を及ぼすおそれがないものとすること(**外部役員を置いていること**)
- ② 監事その他法人の業務を監査する者による監査のほか、実習実施者と主務省令で定める密接な関係を有しない者であって主務省令で定める要件に適合するものに、主務省令で定めるところにより、役員の監理事業に係る職務の執行の監査を行わせるものとすること (**外部監査の措置を講じていること**)

外部役員を置く方法

○ 外部役員は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認を、法人内部において担当

(1) 外部役員は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。(講習については、経過措置有)

(2) 外部役員は、下記に該当する者であってはならない。

- ① 実習監理を行う対象の実習実施者の現役又は過去5年以内の役職員
- ② 過去5年以内に実習監理を行った実習実施者の現役又は過去5年以内の役職員
- ③ ①②の者の配偶者又は二親等以内の親族
- ④ 申請者(その構成員も含む)の現役又は過去5年以内の役職員
- ⑤ 傘下以外の実習実施者や他の監理団体の現役の役職員
- ⑥ 申請者に取次ぎを行う外国の送出機関の現役又は過去5年以内の役職員
- ⑦ 過去に技能実習に関して不正等を行った者など、外部役員による確認の公正が害されるおそれがある者

(3) 外部役員は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。

外部監査人を置く方法（外部監査の措置）

○ 外部監査人（法人も可）は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの監査を、法人外部から実施

(1) 外部監査人は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。(講習については、経過措置有)

(2) 外部監査人は、上記「外部役員を置く方法」の①から⑦までに相当する者であってはならない。

(3) 外部監査人は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。

(4) 外部監査人は、監理団体が行う実習実施者への監査に、監理団体の各事業所につき1年に1回以上同行して確認。その結果を記載した書類を作成。

○ 外国の送出機関とは(法第23条第2項)

団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。

外国の送出機関の要件

- (1) 所在する国の公的機関から技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること
- (2) 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定して、日本への送出しを行うこと
- (3) 技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について、算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について技能実習生等に対して明示し、十分に理解をさせること
- (4) 技能実習を修了して帰国した者が、修得した技能を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこと
- (5) フォローアップ調査への協力等、法務大臣、厚生労働大臣、外国人技能実習機構からの要請に応じること
- (6) 当該機関又はその役員が、日本又は所在する国の法令に違反して、禁錮以上の刑又はこれに相当する外国の法令による刑に処せられ、刑の執行の終了等から5年を経過しない者でないこと
- (7) 所在する国又は地域の法令に従って事業を行うこと
- (8) 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生の日本への送出しに関連して、技能実習生又はその家族等の金銭又はその他の財産を管理しないこと
- (9) 技能実習に係る契約不履行について、違約金を定める契約や不当に金銭その他の財産の移転をする契約を締結しないこと
- (10) 技能実習生又はその家族等に対して(8)(9)の行為が行われていないことを技能実習生から確認すること
- (11) 過去5年以内に偽造・変造された文書の使用などの行為を行っていないこと
- (12) その他、技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

2国間取決めを作成した国

送出し国の政府が、上記(1)～(12)の確認を行い、適切な送出機関を認定する。

次ページに続く

不適正な送出しを排除する仕組み（新制度における具体的な運用方法）

1 技能実習制度の趣旨の理解について

- ア 送出機関に、制度の趣旨を理解する者のみを選定する義務を課す（前頁の（2）参照）。
- イ 技能実習生になろうとする者に、技能実習制度の趣旨を理解したことを明らかにする書面を作成させ、これを技能実習計画の認定申請の必要的添付書類とする。

2 保証金徴収・違約金契約について

- ア 送出機関に、保証金や違約金契約の不存在を技能実習生本人から確認する義務を課す（前頁の（10）参照）。
- イ 技能実習生になろうとする者に、保証金や違約金契約の存否を申告する書面（上記1イと同じ書面を想定）を作成させ、これを技能実習計画の認定申請の必要的添付書類とする（2頁の③参照）。
- ウ 監理団体と送出機関の間の契約書の中に、送出機関側の義務として保証金徴収や違約金契約をしないことを明記させる（こうした契約書の作成を監理団体に義務付ける。）。
- エ 外国人技能実習機構及び監理団体において、技能実習生からの相談受付体制を整える。
- オ 送出機関が保証金徴収や違約金契約を行い、あるいは上記アの義務を履行しない場合には、送出機関としての要件を欠くこととなる。

3 法外な手数料等徴収について

- ア 送出機関に、明確な料金基準を公表することと、技能実習生に料金の内容を十分理解させることを義務付ける（前頁の（3）参照）。
- イ 技能実習生になろうとする者が送出機関に支払った料金の額及び内訳を明示する書面を、技能実習計画の認定申請の必要的添付書類とする。
- ウ 技能実習生になろうとする者が、上記イの料金の額及び内訳を十分に理解した上で送出機関と合意していることを、技能実習計画の認定の要件とし、そのことを示す書面を認定申請の必要的添付書類とする。
- エ 送出機関が、上記アを守らず、あるいは、明らかに法外な料金を徴収していて適格性に問題ありと認められる場合には、送出機関としての要件を欠くこととなる。

(参考) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針

根拠

- 主務大臣は技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針を定めなければならない（技能実習法7条1項）
- 基本方針に掲げる事項（技能実習法7条2項）
 - ・技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項
 - ・技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項
 - ・技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項
 - ・技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

基本方針の概要

※印は、衆・参法務委員会における附帯決議での指摘事項

(1) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項

技能実習制度の見直しの経緯、技能実習法の概要、技能実習の基本理念及び技能実習関係者の責務

(2) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために施策に関する事項

技能実習計画（認定制の趣旨、実習期間の途中で技能実習生の意に反して帰国させることの禁止、技能実習を中止して帰国する場合の事前の届出（※）等）、実習実施者（実施の届出、技能実習生の報酬からの不当な控除の禁止（※）、労働時間に係る労働法令違反の禁止（※）、技能実習生の待遇について日本人との不当な差別の禁止（※））、監理団体（許可制の趣旨、留意事項）、優良な実習実施者及び監理団体（第3号技能実習の創設や受け入れ人数枠の拡大の趣旨）、技能実習生の保護（通報・申告・相談対応、技能実習生が実習先の変更を求めるについてやむを得ない事情がある場合の実習先の変更支援（※）、第3号技能実習移行時の実習先の選択）、国レベルでの取決め（送出し国政府との取決めの作成）

(3) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項

国の役割、外国人技能実習機構の役割・業務、事業所管大臣等との連携、地域協議会、対象職種、技能実習評価試験、特定の職種に係る技能実習の適正な実施（介護についての適切な対応策（※））及び技能実習生の保護を図るためにの施策

(4) 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

技能等の移転を図るべき分野、技能等の移転の推進に係る調査、好事例の収集・分析、修得等した技能等の見える化

(5) その他

技能実習生の適正な在留の確保、地域社会との共生の推進、関係機関との連携